

## 独立行政法人会計基準の改訂について（案）

令和 2 年 ● 月 ● ● 日  
独立行政法人評価制度委員会  
会計基準等部会  
財政制度等審議会  
財政制度分科会  
法制・公会計部会

### 1 会計基準改訂の経緯

独立行政法人における連結財務諸表の取扱いについては、平成 29 年 9 月 1 日公表の「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）において「独立行政法人会計基準において定める」こととした。

平成 30 年 9 月 3 日改訂（以下「前回改訂」という。）の『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』（以下「基準及び注解」という。）において「連結財務諸表に関して（中略）今後の独立行政法人による出資等の状況を注視し、基準及び注解の見直しについても検討していくこととする。」としたところである。

その後、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）の改正（平成 31 年 1 月 17 日施行。同改正により「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改称）により出資可能な研究開発法人及び出資先の拡大がなされたことから、独立行政法人における連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、法人の長による説明責任の履行及び国民その他の利害関係者に有用な情報を提供する観点から、連結財務諸表の取扱い及び個別財務諸表における出資の評価等について、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チーム（以下「共同ワーキング・チーム」という。）において検討を行った。

共同ワーキング・チームは令和元年 7 月 5 日から同年 11 月 22 日までの合計 4 回の会合を開催し検討を重ね、基準及び注解の改訂案を取りまとめ、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会において令和 2 年 ● 月 ● 日に、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において令和 2 年 ● 月 ● 日にそれぞれ了承を得た。

### 2 会計基準改訂の主な内容

(1) 連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直し

独立行政法人における連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、また、独立行政法人による実質的な支配を議決権比率等に基づく支配力基準のみでは判断できないことも考慮し、連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲について、国際公会計基準も参考に見直すこととした。

連結財務諸表の作成の目的は、独立行政法人とその特定関連会社からなる集団を独立行政法人の業務を一体となって行う一つの会計主体として捉え、独立行政法人が当該集団の財政状態及び運営状況を総合的に報告することとした。

これを踏まえ、連結の範囲については、現行の特定関連会社の判断基準である支配力基準に加え、独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施しているかどうかという、業務一体性の観点も踏まえたものに見直すこととした。

#### (2) 個別財務諸表における関係会社株式の評価方法の見直し

上記の見直しに伴い、個別財務諸表における関係会社株式の評価について、国際公会計基準も参考に、出資先持分額の変動に応じて評価する方法に見直すこととした。また、評価差額の計上方法については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条に基づき作成される損益計算書の位置付けに鑑み、部分純資産直入法を採用することとした。

#### (3) 個別附属明細書における関係会社等の情報提供

これまで連結附属明細書において開示することとしていた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、財務状況等について、上記の見直しを踏まえ、また、連結財務諸表の作成の有無にかかわらず開示することが望ましいことから、個別附属明細書において明らかにすることとした。

#### (4) 連結財務諸表の体系

前回改訂における個別財務諸表の体系を踏まえ、連結剰余金計算書を廃止し、連結純資産変動計算書を新設することとした。なお、連結行政コスト計算書については、その情報を他の財務諸表で把握できること等に鑑み、連結財務諸表の体系には含めないこととした。

### 3 改訂会計基準の性格と取扱い・適用時期

改訂後の基準及び注解の性格と取扱いについては前回改訂と同様である。

改訂後の基準及び注解は、令和2事業年度から適用する。

#### 4 今後の課題について

今回の改訂により、独立行政法人の財務報告については、基本的な指針に基づいて一通り見直しを行ったこととなり、今後は、改訂後の基準及び注解に基づき作成される財務諸表及び連結財務諸表並びに「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（平成30年9月3日設定）を参照して作成される事業報告書のより一層の活用が期待される。

基準及び注解は、国民その他の利害関係者に有用な情報を提供する観点から、独立行政法人を取り巻く環境の変化に伴う課題等を踏まえ、継続的に見直しを行っていく必要がある、また、今後の事業報告書の作成・公表の実務も踏まえ、必要に応じて見直すこととする。